

## 事務所ニュース

社会保険労務士 光木事務所

ス ポ ッ ツ

## 「年の功」で優良人材を見極め

「老いの繰り言」ということばがあります。「近頃の若い者は、だらしない。わしらが若い頃は：」などというのも、その類の言辞といってよいでしょう。

「近頃の大学生」は、昔と比べてどのように変化しているでしょうか。先ごろ、厚生労働省が「平成23年度版労働経済の分析（労働経済白書）」を発表しましたが、「大学卒業者の動向」に関する論説を読んで、「なるほど。どうか」と考えさせられる部分がありました。

平成22年度の大学（学部）進学率は50・9%で過去最高を記録しました。今や、2人に1人以上が大学へ行く時代になつたわけです。ちょっと

意外だったのは、20年前の平成2年の進学率が24・6%だったことです。

平成2年はバブル経済崩壊が始まつた年ですが、その後の経済低迷の20年間を通して、大学進学率は一貫して上昇を続けたことになります。若者を大学進学に追い立てる原因は、何でしょうか。

大卒者（および3年以内既卒者）は労働市場にあふれています。経営者は、玉石混交の応募者の中から、企業の将来を託すに足る隠れた逸材を見つけ出さなければなりません。

今ほど、経営者の「名伯樂」としての眼力が求められている時代はないといえます。

白書では、「大学数は平成元年の490校から2010年の778校へと288校増加しており、かつ、大学の大都市圈集中が進んでいる」と述べています。経済が停滞するなか、行き場を失った投機マネーが、教育分野に流れ込んだともいえるでしょう。

中小企業経営者は、応募してくる学生に対して、「覇気がない」「志望

動機があいまい」「自己PRができるない」などと苦言を呈します。これを、「概に「老いの繰り言」だといって片づけられるのでしょうか。

2011

9

# 降給と本人同意

知つて得する



## 賃金実務

年俸制をはじめとするダイナミックな賃金管理制度では、成果によって大幅に賃金が低下するケースもあります。しかし、本人が減額の根拠となつた「評価査定結果を承服しない」場合、会社による一方的な減額が可能なのでしょうか。大幅降給の実務上の留意点を学びます。

賃金は、年1回、「昇給」するのが当たり前で、少し前まで、降給はよほど特殊なケースに限られました。年功昇給のシステムに加え、物価上昇に合わせたベース・アップがあるため、せいぜいのところ（最大限でも）昇給ストップの措置を講じれば、賃金管理面で支障を生じなかつたのです。

当時も、もちろん、人事考課に対する不満の声は聞かれました。しかし、昇給格差が小さいうえに、減額は基本的でないという状況下では、裁判で争うメリットも大きくありませんでした。

判例でも、考課・査定は基本的

## 最終決定権は使用者に

「使用者の人事権の裁量の範囲内の問題」であり、不当な動機（労組役員等への差別）や意図的

用者ということです。

内に問題」であり、不当な動機（労組役員等への差別）や意図的

代表的判例として「中山書店事件、東京地判平19・3・26」を見てみましょう。年俸の減額に納得しない従業員が、「合意が得られた最終年の年俸額と実際に受領した年俸額（会社提示の年俸額）の

した。もっとも、裁判のフィールドでは、そこまで踏み込んだ考え方を示す例は少ないようです。

判決文では、「合意が成立しない場合、会社は社員との協議を行って年俸額を決定することが切って年俸額を逸脱でき、社員は使用者が裁量を逸脱したかどうかを訴訟上争うことができる」「社員は提示された年俸額を請求できるが、これを上回る年俸額は、合意がない以上、請求できない」と述べています。

ただし、本判決には前提条件があります。裁判所は、「会社は『減額があり得る制度』として年俸制を設計しており、社員に対してもその旨が説明されている」という事実関係を認定しています。そう判断する根拠として、「過去に少なからぬ社員が年俸を減額されたが、トラブルとなつていらない」とこと等を挙げています。

な運用逸脱（些細な瑕疵を過大評価）等がない限り、違法性はないとする立場が一般的でした。しかし、能力・成果主義の進展に伴い、「適正評価義務」の概念等を導入し、使用者の裁量権を制限すべきという学説も生じてきました。もともと、裁判のフィールドでは、そこまで踏み込んだ考え方を示す例は少ないようです。

判決文では、「合意が成立しない場合、会社は社員との協議を行って年俸額を決定することが切って年俸額を逸脱でき、社員は使用者が裁量を逸脱したかどうかを訴訟上争うことができる」「社員は提示された年俸額を請求できるが、これを上回る年俸額は、合意がない以上、請求できない」と述べています。

ただし、本判決には前提条件があります。裁判所は、「会社は『減額があり得る制度』として年俸制を設計しており、社員に対してもその旨が説明されている」という事実関係を認定しています。そう判断する根拠として、「過去に少なからぬ社員が年俸を減額されたが、トラブルとなつていらない」とこと等を挙げています。

な運用逸脱（些細な瑕疵を過大評価）等がない限り、違法性はないとする立場が一般的でした。しかし、能力・成果主義の進展に伴い、「適正評価義務」の概念等を導入し、使用者の裁量権を制限すべきという学説も生じてきました。